

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 22 日

各 私 立 中 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け
教本の送付について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、本パンフレットは厚生労働省から各学校へ直接送付されることを申し添えます。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属中学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部を含む）を
置く各国立大学法人附属学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット
及び指導者向け教本の送付について

このたび、厚生労働省健康局難病対策課より、別添のとおり、ハンセン病を正しく理解するための中学校向けパンフレットを全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布するとの連絡がありました。

ハンセン病に対する偏見や差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のための啓発については、政府全体における積極的な取組が求められているところであり、文部科学省としても、厚生労働省が実施する本事業に協力することとしているものです。

各位におかれては、本事業の趣旨を御理解いただき、各中学校等における生徒へのパンフレットの配布及びこれも活用しつつハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御配慮をお願いします。

また、厚生労働省から全国の各中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部にお送りするパンフレットには、アンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくお願いします。

当該パンフレットに係る問合せについては、厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話 03-5253-4111（内線2073）



健難発0216第1号

平成29年2月16日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 } 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び
指導者向け教本の送付について

日ごろからハンセン病問題の解決の促進について御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見・差別の解消及びハンセン病患者・回復者の名誉を回復することを目的に、平成14年度から中学生向けのパンフレット等を作成し、直接全中学校に送付しており、本年度も同様に全中学一年生を対象にこの事業を実施することと致しました。

このパンフレット等については、当課から各中学校及び教育委員会等に直接送付しておりますので、これら関係機関において、生徒等への配付が円滑に行われるよう御配慮願います。

(照会先)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

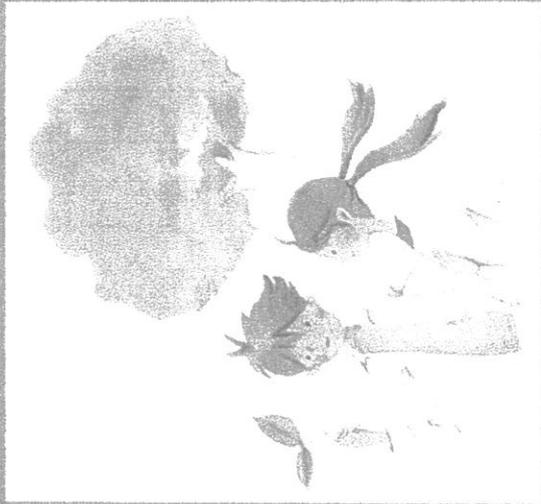
厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

担当 佐藤

TEL : 03-5253-1111 (内線 2369)

FAX : 03-3593-6223

……ハンセン病をもっと知ろう……



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろうか。



国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病患者施設や国内外の関係機関から取集した資料が数多く
展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書も収蔵した
図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都荒川区西尾花4-1-13
電話 042-386-2908
URL <http://www.hansen-dis.jp/>



物の名前が簡単に分かるようになっています

国立ハンセン病資料館

かつてハンセン病患者の宿泊施設として使われていた「物別荘」は、酒井1重監
房と呼ばれています。

今は病室の役割が果たしていませんが、わずかに残された障子や襦袢の
土着の匂いが、推定される形を大きく変えて、その空間を体験でき
るようになっています。

また、ガイダンス映像や鑑賞ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや
実物資料を展示したコーナーなどがあります。



障子の匂いや障子と障子で部分再現された宿舎

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
電話 0278-88-1550
URL <http://ejpm.hansen-dis.jp/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを行っています。また、市民公開
講座や鑑別診断の学生や職員研修のハンセン病講座などを開催して、ハンセン病に関する毎週活動も行
っています。

〒189-0002 東京都荒川区西尾花4-2-1 電話 042-381-9211(代表)
URL <http://www0.nih.go.jp/nid/hrc/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病)に関する情報ページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

鑑別センターへの鑑別や差別をなくしましょう
<http://www.mhlw.go.jp/nid/jp/diseases/hansen00.html>

国立ハンセン病資料館(各県事務所)にリンクしています
<http://www1.mhlw.go.jp/nid/kenkou/hansen/12hospiti/c.html>

国立感染症研究所臨床検査センター「ハンセン病」
<http://www.nih.go.jp/nid/jp/diseases/hc/iproxy.html>

日本ハンセン病研究財団(ハンセン病研究奨励会)事務局長
http://www.jhri.or.jp/work/hansen_a.html

日本ハンセン病学会
<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」発行日/平成29年1月 発行/厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話(03)5253-1111 URL:<http://www.mhlw.go.jp/>



ハンセン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったよね。
 そして国は療養所の入所者、社会復帰者におわびし、政策を改めた。
 それなのに、どうして偏見や差別がなくなるならぬのだろう？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
 どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「療予防法」という法律のちとて進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつ、「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が発見され、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に線部が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちがも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では暮らす人はなく、親しい手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で棒を握ったり、病気を再発させた、りして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



治療所(プロミン)の強制

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
 つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によりややく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地域に国営のハンセン病政策の転換が促されたことなどの責任を問う「らい予防法違憲訴訟(国権伸張訴訟)」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地域で原告勝訴の判決が下される必要があるかと判断し、原告の主張を受け入れ、におわひし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に切り込んでいきます。

90年、長い闘いの日に
 勝利の喜びを分かち合った
 闘いの日々
 私はもうつらいでいい
 かんたんな中で
 闘ってあげて
 もう私はもうつらいでいい
 大勝は近い



長年闘った闘いの日に
 勝利の喜びを分かち合った

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
 対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地域の判決に対し、国は提訴・訴訟を止めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に努力を約束しました。しかし判決後も、熊本県に入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。



退所を希望するが受け入れられないハンセン病患者(熊本県)と関係する小児科医師(熊本県)との話し合い

療養所を出られるようになっても差別に悩む、肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したと多に、親族に迷惑が及ぶことを心配して茶室や戸籍を捨てた人もいます。現在も差別に悩むことなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所を退くようになった人の遺骨の多くが療養所に入られず、各療養所内の納骨堂に納められてい



療養所前の納骨堂

- 弱や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない
- 死を恐れることができない
- 結婚しても子供を生むことが許されない
- 一生療養所から出て暮らすことができない
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたが想像できますか？

学びのポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を相とる
- POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決する力は、私たちがつづけている
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

小児科の病棟に不正収容する上、小児科病棟に収容されること。

ハンセン病問題から学べべきこと

もし自分や家族が悪者だったらどう思う？
ハンセン病に対する偏見や差別は、

私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどなたも人々だと思いませんか。「らい予防法」による国の断った隔離政策が廃止され、20年が経ったにも、ハンセン病に対する偏見や差別が根絶されていると多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中に、ハンセン病に限らず、人権や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちがあり込んでくることがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを育つことが大切です。この意識を育むことが、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくしていくことにつながります。偏見や差別をなくするにはどうすればいいのかが、入所者が尊重される社会を築くにはどうしたらいいのかを、私たちが考えていきます。

ハンセン病の場所

全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋

(岡山県・色久長島大橋)

真島と阿波の空明を結ぶ色久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として築かれ、現在では民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっていきます。



入所者の証と叫ばれる色久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父引連れて療養所に入り、その後、多くの病友を「各名」に変えることを勧められました。私の父は真白になった後で聞き、村八分のようになり、引越して暮らすのをえなかつたことと後で聞きました。いづれ日本に「ハンセン病の元患者」はいなくなり、偏見と差別がなくなるまで、我々の人権が保たれるまでには見過ごせません。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちが最後にしてほしいのです。



「「療養所」の実態」

元ハンセン病療養所聴訟全国原告団協議会会長 故 朝 雄二さん

元はハンセン病患者に別し、強制隔離したわけではありません。取寄せた療養所では、重症者の看護、服や手足の不自由な人の介助、そして食料運搬や土工、木工、製紙といった職種の労働でも、入所者に強制的にやらされたのです。さらに、入所者内の虐待の条件として子供が産めない手術を強制されました。さらに、こうした待遇に不満をもち、次々と療養所内の監禁所に入られました。前法、業界団には全国のハンセン病聴訟者を対象とした「特別病室」という名の監禁所があり、常時20人以上の病友の監視の下で食事もろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



「夢見る故郷の空」

元ハンセン病療養所聴訟全国原告団協議会事務局長 壁山 徹さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく岐阜県から「らい予防法」へ来た「いよ」と置かれました。そして何がなんだからならぬうちに、重症療養所に入所させられ、偏見と差別に苦しめられた。そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれない。兄弟姉妹にも連絡がつかないから」との父のこのことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」がなかったからです。それは私が探訪を、友達をそとで故郷を、さらには教育を断りました。切實な私情を、あきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らず、知ったのは亡くなってから約6年後のことでした。



「生徒のみなさんに今後は託して」

元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故 神 美知宏さん

ハンセン病とは、一人限らずに発病し病を根絶するといふ「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人類被害を発生させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するため、1951年(全)入所者による組織を結成し活動を続けています。しかし、自衛隊はまたたくまに星の参謀にも勝ることでない日々が繰り返されています。社会の差別がそわそわしているからです。私たちは高齢になり活動も限界にきています。生徒のみなさんに今後は託したいと強く念じています。

